



小規模な共同住宅における火災に注意を！



令和5年1月22日に神戸市内の共同住宅において、8名の死傷者をだす火災が起きました。

消防法の基準によって、一定以上の規模の共同住宅には、火災時に警報を発する自動火災報知設備や屋内消火栓設備等の設置が義務付けられていますが、小規模の共同住宅については、消火器と住宅用火災警報器のみが義務となります。(※例外有)

共同住宅における防火対策について、今一度、考えてみましょう。



~共同住宅における特有の注意点~

- 各部屋独立しているため、隣室で火災が発生しても気づきにくい。連動型以外の住宅用火災警報器は、火災を感知してもその部屋しかならない！
- 収納場所が少なく、避難経路となる廊下やバルコニーに、障害となる物品が置かれがちである。



避難経路

避難経路に物品を置かないようにしましょう！

過去の火災事例を見ても、避難経路に物品が置かれていたことにより、避難障害となり、多くの方が亡くなっています。普段見える通路も、煙にまかれると視野が悪くなります。共用廊下、バルコニー、階段等、避難経路となる場所は、安全に避難できるよう、障害となる物を置かないようにしましょう。

住宅用火災警報器



住宅用火災警報器を設置・維持管理しましょう！

共同住宅において、台所及び寝室に設置するよう義務付けられています。

住宅用火災警報器の多くが、電池で作動します。定期的に作動するか確認しましょう。(使用期限は10年が目安です。)

連動型住宅用火災警報器は、他の部屋の警報器も同時に音で知らせるため、遮音性の高い共同住宅でも非常に有効です。住宅用火災警報器を交換する際は、積極的な設置の検討をお願いします。

また、火災の時は、大声で周りに知らせながら避難することが大切です。

消火器

設置場所、使用方法を確認しておきましょう！

消火器は、火災の初期段階の消火用具として、非常に効果的です。

消火器の使い方は、消火器に記載されています。設置場所と併せて使用方法を確認しておきましょう。

(ホームページ内でも消火器の使用方法を紹介しています。)



住宅防火 いのちを守る10のポイント

様々な火災の中でも、特に住宅で発生する火災で多数の死者が出ており、その出火原因はたばこ、ストーブ、こんろ、電気機器など、生活する上で身近にある機器が多くを占めます。

日頃から取り組んでいただく住宅防火対策として、4つの習慣、6つの対策からなる「住宅防火いのちを守る10のポイント」を取りまとめました。

是非、ご家族の皆様で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認ください。

4つの習慣



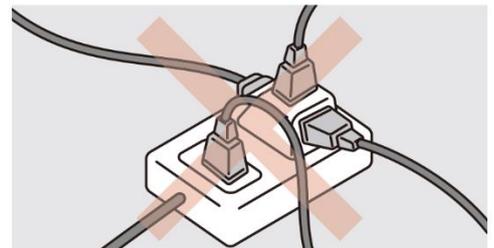
①寝たばこは絶対にしない、させない



②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

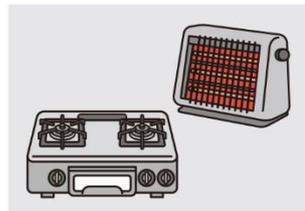


③こんろを使うときは火のそばを離れない



④コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

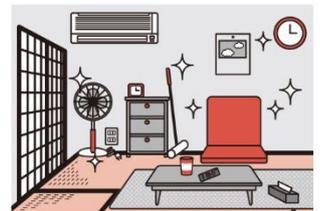
6つの対策



①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う